
長久手市 補助金等の適正化に関するガイドライン

本ガイドラインは、長久手市補助金等交付規則の内容を補完し、長久手市行政改革指針【改訂版】に係る補助金等の適正化を実現するため、補助金等の定義、検証の視点、見直しの視点等について、示したものです。

【目 次】

1	ガイドライン策定の背景	1
2	補助金等の交付における課題	2
3	適正化に向けたガイドライン	2
(1)	補助金等の定義	3
(2)	検証の視点	4
(3)	基準の設定等	7
(4)	団体への補助金等の交付	10
(5)	本ガイドラインの進行状況の確認（検証）	15

1 ガイドライン策定の背景

本市では、交付申請、交付決定、実績報告等の事務手続を定めた長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。以下「交付規則」という。）、それを補完するものとして、要綱等を基に補助金、助成金（以下「補助金等」という。）及び交付金を設置し、交付してきました。

補助金等は、行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効な手段となってきました。一方で、市が直接執行する事業と比較して自由度が高いことが特徴であり、また、その主要な財源が市民の税金であることから、その必要性や効果について市民へ説明することが重要となっています。このようなことから、補助金等の適正化が必要となります。

本市では、これまでの補助金等の適正化の取組として、平成17年に策定した第3次行政改革大綱の具体的な取組である集中改革プランの一つとして位置づけ、その後は、予算編成時の査定を通じて適正化に取り組んできました。

しかし、第6次長久手市総合計画の推計では、生産年齢人口は令和7年頃を頂点にして減少に転じ、市の税収額も大きな伸びは期待できなくなる一方で、社会保障費の増加や医療・介護サービス等の需要の急激な増大が懸念されています。将来にわたり健全財政を維持し、必要性の高い公共のサービスを将来の市民にも良好な状態で引き継いでいくために、将来の市民に大きな負担を残さない努力、仕組みづくりがより重要となってきました。

こうしたなか、平成31年に策定した長久手市行政改革指針【改訂版】に基づき、具体的な取組である行政改革の重要課題事業第3弾（令和2年11月決定）の取組の一つとして「補助金、助成金の見直し」を掲げ、さらなる適正化に取り組むこととしました。

さらなる適正化に取り組む上で、現在、補助金等の交付における規則や要綱はあるものの、指針となる交付基準（ガイドライン等）はありません。そこで、今後の補助金等の交付における支出根拠の明確化と判断の基準を確保するため、統一的な事項を定めた「補助金等の適正化に関するガイドライン」を策定することにしました。

なお、本ガイドラインは、必ずしも補助金等の縮小や削減をするためのものではなく、補助金等の交付が適正に支出されているか否かを客観的な基準に基づいて判断するために策定するものです。

2 補助金等の交付における課題

補助金等は、例えば交付を受けた団体等が、行政の補完的な役割を担うなど、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するため、また、社会生活を営む上でハンディキャップを抱えた人に必要な費用の一部を補助すること等によって公共の福祉を実現するための有効な手段として、一定の成果を上げてきたと考えられます。

しかし、将来の市民にも良好な公共サービスを引き継いでいくために、本市が交付している補助金等について、その役割分担の現状を確認したところ、主に次のような課題があり、適切な見直しを行う仕組みが必要であることが分かりました。

(1) 交付期間の未設定・補助の長期化

終期設定がされていないものがほとんどであるため、一度補助金等が設置されると長期にわたり交付が続いています。

(2) 効果検証が不十分

経過年数の長いものや団体向けが多くありますが、効果検証の見える化(公益性、有効性、公平性等)が不十分であるため、設置当初の目的と現状が乖離かいりしているものもあります。

(3) その他の課題

- ・ 市独自の補助金等が多く、統合可能なものも含め、整理ができていません。
- ・ 補助率や交付額にバラつきがあります。
- ・ 団体の運営費の一部に使用している例があります。
- ・ 市の税金を分配しているという認識が薄らいでいます。

3 適正化に向けたガイドライン

本ガイドラインは、補助金等のあり方等について、基本的なルールを定めるものです。このため、補助金等を見直し、または新設するときには、本ガイドラインに沿って適正化を行います。

(1) 補助金等の定義

補助金等を見直す前提として、「見直すべき補助金等は何か」を定義する必要があります。本ガイドラインでは、補助金等の用語について、次のとおり定義します。

ア 補助金

国、地方公共団体等が特定の事務又は事業を実施する者に対して、当該事務又は事業を助長するために恩恵的に交付する給付金をいいます。【一般財団法人大蔵財務協会「補助金等適正化法講義（大鹿行宏編）」】

イ 助成金

特定の事業を特に助成する目的で交付する金銭をいいます。【一般財団法人大蔵財務協会「補助金等適正化法講義（大鹿行宏編）」】

ウ 負担金

法令又は契約等によって、地方公共団体が負担することとなるものを言います。国と地方公共団体との間及び地方公共団体相互の間にみられる負担関係となります。【株ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説（月刊地方財務編集局編）」】

エ 交付金

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体（交付金）の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものを言います。委託金が、法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金は、もっぱら報償として一方的に交付される点において異なります。【株ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説（月刊地方財務編集局編）」】

オ 委託料（委託費）

地方公共団体から事務事業の委託を受けた受託者に交付する相当な対価を言います。地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託した方が効果的であるものについてなされます。【株ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説（月刊地方財務編集局編）」】

カ 報償金（報償費）

役務の提供等によって受けた利益に対する代償（謝礼）を支出するものを言います。【株ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説（月刊地方財務編集局編）」】

キ 給付金

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下の経済対策として行われた特別定額給付金等のように、事業とは無関係に一律給付するものをいいます。

交付規則第2条では、補助金等を「市が市以外の者に対して交付する補助金、助成金及び交付金」と定めていますが、交付金には前述の定義のとおり、市が事務を委託する要素が含まれ、課題として掲げた「長期にわたる交付」や「交付額のバラつき」など、公平性の観点から生じる適正化が必ずしも適当ではありません。

このことから、本ガイドラインにおける「補助金等」は、本市が各種団体及び個人に対して交付する「補助金」及び「助成金」とします。

○対象外となる補助金等

補助金等の中には、性格的分類において、これまで述べてきた課題が当てはまらないものもあります。これらは、本ガイドラインの適用対象から除くこととします。

- ・ 市の財源負担を伴わないもの。
- ・ 他の自治体との調整が求められる等、市の裁量のみで補助金等の対象範囲又は額を決定することが困難なもの。
- ・ 法令、契約、協定等により支出することが義務付けられているもの。
- ・ 国や県からの補助を受けて実施するもの。ただし、市は主体性をもって費用対効果等を検証し、事業の必要性を精査します。また、国や県の補助がなくても本市の補助を継続するものについては、本ガイドラインの対象とします。
- ・ 市が臨時的に必要と認めるもので、継続性のないもの。

(2) 検証の視点

補助事業を実施する際の基本的な考え方として、次の視点を設定し、市民からの理解を得られる適切な内容であるかの検証を行います。

ア 公益性の原則

補助金等の交付は、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要のある場合」に限られており、公益性が必須であることから、補助事業の効果が幅広く市民生活の向上に資するものかどうか等の明確な「公益性」が認められる必要があります。

<検証の視点>

- ・ 補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）との整合性が図られているか
- ・ 効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか
- ・ 市民ニーズに応じたものか

イ 有効性の原則

補助金等について、その財源の多くが市民の税金で賄われていること、また地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されていることから有効性が必要となってきます。

<検証の視点>

- ・ 補助金額に見合った効果があがっているのか
- ・ 社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか
- ・ 少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続していく必要があるか（ただし、補助金等の性質上、少ない申請件数でも施策上必要と認められるものを除く）
- ・ 直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか

ウ 妥当性の原則

補助金等の目的が、政策意図を明確化したものとなっており、また社会情勢にも合致する等、事業実施にあたっての「妥当性」が認められる必要があります。

<検証の視点>

- ・ 補助対象経費は、公金で補助することが妥当なものか
- ・ 補助率や補助金額は妥当なものか
- ・ 団体等の運営費的な内容を補助することにより補助対象が曖昧になっていないか
- ・ 市の施策的課題の解決につながるものか
- ・ 社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か

エ 補完性の原則

補助金等について、事業の実施主体は、交付先の市民・団体であるため、事業

の内容は、市民の自主的な行動支援に寄与していることが必要です。また、委託や市による直接執行の方がより効果的でないかについても、市民と行政の適切な役割分担（市民協働）の観点から、個別の内容に応じた判断が必要となります。

< 検証の視点 >

- ・ 市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか
- ・ 団体等への委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か

オ 公平性の原則

補助金等は、場合によって長期化・既得権化するおそれがあるため、事業の対象が特定の市民・団体に偏らず「公平性」が担保されている必要があります。なお、特に福祉目的で支援が必要な者に継続して補助する場合は、対象となる条件を明確にし、該当者が公平に補助を受けられるよう配慮することや、当初の目的を達成していないか、類似した支援により補助が過剰になっていないか等を検証する必要があります。

< 検証の視点 >

- ・ 同一対象者に必要性が検証されることなく長期間にわたり補助金等を支出していないか
- ・ 補助対象者の名称を特定するなど、交付先に偏りがいないか（特定の個人、団体等に特権的な恩恵を与えるものではないか）
- ・ 同様の条件に該当すれば、又は活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか
- ・ 当初の目的を達成又は類似した支援により、補助が過剰になっていないか

カ 透明性の原則

補助金等の交付にあたっては、支出対象である事業の目的や内容について広く公開し、市民に対して高い透明性を確保することが必要です。

< 検証の視点 >

- ・ 補助金等の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか
- ・ 事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか

キ その他

(ア) 類似事業との統合

補助事業に類似する事業がある場合に、これらを統合することによって事業の効果や効率が向上することが期待できます。類似事業がある場合には統合の可能性を検討することが必要です。

(イ) 他の手法への切替え

本来、市が自ら実施すべき事業を補助事業としているものについて、直接執行や委託とするなど補助すること以外にふさわしい手法がある場合には、他の手法への切替えを検討する必要があります。

(3) 基準の設定等

補助金等を交付する上での留意すべき基準について、「2 補助金等の交付における課題」及び「3(2) 検証の視点」を踏まえ、次のとおり設定します。

ア 補助の実施期間（交付期間及び終期設定）

公益性や公平性は補助金等を交付する上で重要な原則ですが、長期化によって、補助金等をありきとした事業の実施となるおそれ、また、市民や団体の既得権化につながるおそれがあります。このため、団体への補助金等については、原則として、10年以上の補助の実施は認めないこととします。

また、あわせて事前に終期を設定し、補助事業を開始することとします（補助事業を開始しているものについては、見直し時に、令和13年度末までの終期を設定するものとします。）。

終期の設定は、補助事業の完遂もしくは団体の自立を目指して行うものです。このため、終期を迎えた補助金等が何らかの事情により継続を必要とする場合は、ゼロベースで見直し、社会情勢の変化等を踏まえて、なお最良の事業効果が得られると判断する場合は、その必要性を市民に対し十分説明した上で、原則として3年以内の延長を認めることとします。

なお、個人への補助金等は、目的や期待する効果がさまざまであるため、一律の終期設定を原則とはしませんが、長期化によって有効性や妥当性が薄れ、効果が期待できなくなっているおそれがあります。このため、全ての補助金等について、定期的に効果を検証する仕組みにより、適宜見直しや廃止を判断します。

イ 補助の規模（補助対象経費、補助限度額及び補助率）

補助金等は、「公的な財政支援」であることを踏まえ、無制限に補助金等を交付することは控えるべきです。個人への補助金等は、趣旨に応じた費用負担の軽減が主な目的になりますが、何に対して交付するのか対象経費を明確に規定し、一般的な費用負担額や個人との負担割合等を総合的に判断して、交付（上限）額を設定する必要があります。

また、団体への補助金等に係る補助対象経費、補助限度額及び補助率については、次のとおりとします。

(ア) 補助対象経費（事業）

補助対象経費は、補助対象者の事業費に限定されるべきものであり、団体運営に係る一般的な費用等の事業と直接関係ない経費については、原則として補助対象経費とはしないものとします。また、補助対象事業については、補助目的と関係のないものを対象にしないこととします。

(イ) 補助限度額

補助金額は、補助対象経費を基に算出しますが、その対象経費は、標準的手法を用いた場合に最も安価で実施（実現）できる経費を基本としながら、過去の交付実績を踏まえた上で、社会情勢や他自治体の状況を参考に、当該年度の活動内容（規模）等を総合的に判断し、交付（上限）額を設定することとします。

※ 少額補助（10万円以下）の取扱い

1件あたりの補助金額は小さいものの、事業規模に対して補助額が特に小さく見えにくいものや、長期にわたって交付されるなどの漫然と支出されている場合もあるが、一方で、少額であっても必要性や有効性が高いものもあるため、次の観点から取り扱うこととします。

- ・ 額の多少ではなく、補助等の必要性及び有効性から個別に検証します。
- ・ 団体への10万円以下の少額補助は、特に必要性や有効性を十分に検証し、合わせて団体の自主財源への移行を積極的に検討していきます。

(ウ) 補助率

補助率は、補助金等の性質により定めますが、政策的な理由があるものを除き、補助対象経費の2分の1を上限とします。ただし、補助対象経費に充

てるため、別に獲得した財源（国や県からの補助金など。以下「特定財源」という。）が市に歳入される場合は、その額を既定の補助額に別途上乗せできるものとしします。（なお、特定財源との負担割合が決まっているものについては、それに従います。）

ウ ビルドアンドスクラップ

（新しいことを始める場合に、古いことを止めること。）

新たに補助金等を設置する場合や補助の規模を拡大するような改正を行う場合は、ビルドアンドスクラップの観点から、特に認められる事由がない場合は、他補助の廃止や見直し（縮小）がある場合に限ることとしします。

エ 要綱の整備

補助金等の交付は、補助金等交付要綱に基づいて行いますが、補助金等を有効活用していくため、交付する目的や効果などを検証し、実態に合うように適宜改正を行うものとしします。

補助金等交付要綱を制定又は改正する場合は、次に掲げる規定を設けることを原則とし、その他必要事項を加えて制定（既にあるものについては、改正）することとしします。また、制定及び改正の際には、引き続き、法規審査及び財政審査を実施することとしします。なお、補助金等の交付は、行政処分ではなく、民法（明治29年法律第89号）上の贈与契約であり、要綱が定型約款にあたるため、民法第548条の2から第548条の4までの規定に留意して要綱を制定又は改正する必要があるほか、受給者に要綱を遵守させる必要があります。

なお、要綱において、最低限、次の事項について規定することとしします。

・ 趣旨

補助金等の必要性、公益目的、効果などを具体的かつ明確に規定すること。

・ 補助の対象事業（経費）

補助対象となる事業内容、経費等について明確に規定すること。

また、交付決定前に補助団体等が支出した経費（人件費・光熱水費・使用料等）に対して補助金等の交付を認める場合は、要綱でその旨を記載すること。

・ 補助金等の額

補助金等を補助率や補助単価で交付している場合は、その率や単価を規定すること。ただし、市民生活の維持・向上に不可欠な補助金等を除き、予算の範囲で補助することを明記すること。また、定額で交付しているなどの場

合は、「予算の範囲内で市長が定める額」とすること。

- 補則

補則として、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める」とすること。

- 附則

附則として、施行日、及び個人への補助金等の一部を除いて交付期間としての補助の終了時期を規定すること。

- その他必要事項

前各項目以外の事項（定義、補助対象者、手続、返還、各申請者あたりの交付期間等その他特別に規定する必要がある事項）については、必要に応じて設けること。

なお、補助金等交付要綱について、全て市ホームページで公開することとします。

また、補助金等の交付後、規則、要綱等に基づき、事業の実施状況の確認（実情）、監査等を適切に実施します。

(4) 団体への補助金等の交付

補助金等については、市が直接事業を執行するのではなく、交付先の補助対象者が事業の実施主体である点に特徴があります。その中で、特に団体に対し補助金等を交付する場合は、「(2) 検証の視点」の観点や会計処理などの活動実績の確認が必要となってきます。そのため、次のとおり団体への補助金等の交付に係る基準を設定します。

ア 団体補助金の性質分類別の見直し

(ア) 団体運営費補助

団体としての活動に公益性を認め、その運営費（人件費、管理費等）に対して補助するものをいいます。

補助対象経費の大部分を、補助金等で賄っているケースがあり、補助金等の交付による事業効果がわかりにくいという側面や、補助金等への依存状態が続くことが団体の自主性・自立性を阻害する傾向があるため、原則、事業費補助へ転換することとします。

団体が行う事業が、市が主体となって行うべきものの代替としての性質を有している場合は、委託や交付金へ切り替えることや、目的や用途を明確に

できる事業は事業費補助へ転換していくことも検討します。

(イ) 事業費補助

団体が行う公益的な事業に対して補助するものをいい、大きくは次のように分類されます。

・ 建設事業費補助

施策目的の実現に不可欠な補助か、補助率や交付金額が適当か、個別に検証します。補助単価については、コスト縮減の考え方を踏まえて十分精査します。

・ イベント補助

長期にわたり補助金等を交付したことで、特定の相手方への補助の常態化や既得権化していると思われるケースもあり、見直しが必要です。そのため、公益性や公平性の観点に立ち、基本的には廃止も視野に個別に検証します。継続する場合も、実施団体を公募することによる公平性の確保などを検討することが必要です。

・ その他事業費補助

国等との協調補助や国から補助が入っているような事業についても、市が行う補助事業と意識し、市が主体性をもって当該事業の必要性を精査します。

イ 補助対象としない事業及び団体

公益性及び公平性の観点から、補助対象事業及び対象団体等の範囲の適正化に係る判断基準を次のとおりとします。

(ア) 原則として補助対象事業としないもの

- ・ 本来、国・県、民間企業等が負担すべきものであり、市の財政負担が適当でないもの
- ・ 事業の創設当初と事情が変化し、事業の目的及び効果が不明確なもの
- ・ 事業効果が薄いと認められるもの
- ・ 事業主体である交付対象団体の自己資金で十分運営が可能なもの
- ・ 会計処理が適切に行われていない団体に対するもの

※ 憲法第89条の規定により、宗教上の組織等への財政支援は一切禁じているのに対し、慈善、教育、博愛の事業に対しては「公の支配に属しない」ものに対する支出を禁じているものであり、例えば、私立学校振興助成法、

社会福祉法等の適用のある教育、福祉等の事業は、公の支配に属しているものとして公金の支出が可能と解されていますので、留意が必要です。【学陽書房「(新版) 逐条地方自治法第9次改訂版」より】

(イ) 原則として補助対象としない団体

- ・ 市税等を滞納している団体
- ・ 政治的な主義主張に関わりがあると認められる団体
- ・ 特定の思想又は宗教的な主義主張に関わりがあると認められる団体
- ・ 暴力団又は暴力団員と関わりがあると認められる団体

ウ 団体の補助対象経費の範囲

補助金等が公金である以上、補助対象とする経費の範囲を明確にする必要があるほか、当然ながら、その使途についても市民から理解が得られる内容でなくてはなりません。

このため、交付先の団体等において、対象経費と対象外経費を明確に区別するとともに、市の補助金等を財源とする経費支出と団体等の自主財源による経費支出が区分できるよう、適切な会計処理が求められることから、補助対象経費の範囲を次の表のとおりとします。

これらの内容は、団体等から提出される実績報告書等を基に、補助金額を過大に超える繰越金や余剰金が恒常的に発生していないか等も含めて確認します。

《補助対象となる経費の範囲》

※ 事業に直接関わるもの以外は対象外となります。

経 費	団体運営費 補助	事業費補助	備 考
人件費	○	○	
使用料・賃借料	△	△	長久手市の施設使用に係る減免を受けているものは対象外とします。
光熱水費・燃料費	○	○	
印刷費	○	○	

経費	団体運営費補助	事業費補助	備考
消耗品費・材料費	○	○	
広告料	△	△	事業目的に沿ったものは認めるものの、過度な宣伝活動については抑制します。また、団体運営費補助金の場合にあっては、広告活動が当該団体の運営に関わりがあると認められたものに限り対象とします。
交際費	×	×	
慶弔費	×	×	
飲食費	△	△	会議等の湯茶、講師弁当、給食事業などの事業自体が飲食に関わるものについては対象とします。ただし、飲酒を伴う経費は対象外とします。
賄材料費	△	△	同上
原材料費	△	○	活動目的に沿った用途範囲に限り対象とします。
報償費	△	○	
旅費	△	△	慰労的な視察研修は対象外とします。
通信運搬費	△	○	事業目的に沿った用途範囲に限り対象とします。
保険掛金	○	○	
負担金、補助金及び助成金（関連団体迂回助成）	△	×	間接補助（交付先から更に他団体へ補助すること）は、補助の不透明化につながることから、対象外とします。ただし、間接補助の妥当性を検証する仕組みの構築を図ったうえで、市から直接補助する場合より効率的・効果的であると認めた場合は、対象とします。

経費	団体運営費補助	事業費補助	備考
積立金	△	×	活動目的に沿った使途予定範囲に限り対象とします。
出資金	×	×	
貸付金	×	×	
備品等購入費	△	△	団体運営費補助金の場合にあつては、団体の運営及び活動目的に沿った使途範囲に限り対象とします。ただし、目的外使用・処分する場合は、承認が必要となります。
財産取得費	×	×	
備品、施設等修繕補修費	△	△	団体運営費補助金の場合にあつては、団体の運営及び活動目的に沿った使途範囲に限り対象とします。
寄附金	×	×	
上記以外の経費	△	△	

(表中の記号について)

- 対象とできるもの
- △ 事業内容によって対象とできるもの
- × 原則として対象とできないもの

注) 補助対象とする経費 (○印・△印) であっても、次に係るものについては除外することとします。

- ・ 政治的活動に係る経費
- ・ 宗教的活動に係る経費
- ・ 争議的行為に係る経費
- ・ 公序良俗に反する活動に係る経費
- ・ その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

エ 例外を認める場合

本ガイドラインは「3(1) 補助金等の定義」で示した「対象外となる補助金

等」を除き、原則全ての補助金等を対象としていますが、本ガイドラインに定める全ての規定を適合することが困難と認められる団体等もあります。このため、全ての補助金等に本ガイドラインの趣旨に則った運用を求めますが、以下の例外規定に該当する場合は、終期の設定及び表記した内容に限り、例外を認めます。

- (ア) 組織の公益性が高く、事務局体制の整備が不可欠で、市の補完的な業務を行うために継続的な補助が必要と認められる団体（会員相互の交流・親睦等を目的に含む団体は除く。）については、最低限必要な団体の運営費の交付を認めます。
- (イ) 公共性の高い事業について民間事業者の参入を促進するために市が設置し、継続的な運用が求められる補助金等は、必要な額の交付を認めます。
- (ウ) 法律に基づいて義務的に設置された団体又は、国県等から委嘱された委員の活動で公益性があると認められる事業に係る補助金等は、最低限必要な額の交付を認めます。
- (エ) 文化財保護法に基づき、保護が必要と認められる文化財に係る補助金等は、最低限必要な額の交付を認めます。
- (オ) 国の機関が活動を認めた全国組織の下で公共福祉に係わる活動をしており、補助団体が特定されていることを除き、ガイドラインの他の5つの原則に適合すると市が認める団体の補助金等については、公益性の高い地域活動に最低限必要な額の交付を認めます。
- (カ) 地域の自治活動を支えている補助金等は、終期の設定のみ例外を認めます。

(5) 本ガイドラインによる進行状況の確認(検証)

本ガイドラインに基づく補助金等の適正化の進行状況は、毎年決算において、「補助金等適正化チェックシート」で検証し、その結果を基に、次年度予算編成（予算査定）に反映していくこととします。

◇引用した法律条文

・憲法

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

・民法

(定型約款の合意)

第548条の2 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

(定型約款の内容の表示)

第548条の3 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(定型約款の変更)

第548条の4 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 第1項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第548条の2第2項の規定は、第1項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

・地方自治法

第2条（第1項から第13項まで、及び第15項から第17項までは省略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

・長久手市補助金等交付規則

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が市以外の者に対して交付する補助金、助成金及び交付金

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業

(3) 補助事業者等 補助事業等を行う者



長久手市
補助金等の適正化に関する
ガイドライン

令和4年3月発行
長久手市 総務部 財政課